

浜松市課長会議に関する要綱

(設置)

第1条 市政運営全般に関する報告、連絡等を総合的かつ効率的に行うため、課長会議を設置する。

(所掌事務)

第2条 課長会議は、次に掲げる事項について、報告、連絡等を行う。

- (1) 全庁的に周知を図る必要がある事項
- (2) その他課長会議を組織する者が必要があると認める事項

(組織)

第3条 課長会議は、次に掲げる職にある者(以下「課長等」という。)をもって組織する。

- (1) 本庁の課長
- (2) 中央図書館長及び第1種事業所の所長
- (3) 区役所の副区長及び区振興課長
- (4) 第1種協働センターの所長
- (5) 消防局の課長及び各消防署の署長
- (6) 上下水道部の課長
- (7) 学校教育部の課長並びに教育センター、市立高等学校の長及び市立小中学校の長代表(浜松市校長会正副会長及び理事)
- (8) 議会事務局の課長
- (9) 人事委員会事務局及び監査事務局の次長
- (10) 政策調査官
- (11) デジタル・スマートシティ推進事業本部の副本部長

2 課長等が会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(会議)

第4条 課長会議は、企画課長が主宰する。ただし企画課長が不在のときは、企画課長補佐がその職務を代理する。

2 課長会議は、企画課長が必要の都度招集する。

3 課長会議に関する事務は、企画課において行うものとする。

(付議手続)

第5条 課長等は、課長会議に付議すべき事項があるときは、企画課長が指定する日までに、企画課へ資料等を提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。